

日銀業第380号
平成28年4月8日

補完当座預金制度対象先 御中

日 本 銀 行

「補完当座預金制度に関する細則」の一部改正に関する件

日本銀行では、標記規程を別紙のとおり一部改正し、本年4月16日から実施することとしましたので通知します。

以 上

「補完当座預金制度に関する細則」中一部改正

○ 4. (3) を横線のとおり改める。

(3) 付利対象積み期間における対象預金の平均残高から、法定準備預金額および(2)の金額を減じた金額(零を下回る場合を除きます。)のうち、次のイ. およびロ. の合計金額^(注)に満つるまでの金額については、基本要領4.(3)に定める利率とします。

イ. }
ロ. } 略(不変)

(注) 別に定めるところにより、日本銀行にマネー・リザーブ・ファンドの受託残高を報告した対象先(以下「特則適用先」といいます。)については、マネー・リザーブ・ファンドごとの基準期間における受託残高に相当する金額または付利対象積み期間における受託残高に相当する金額のいずれか小さい方の金額の合計金額を加えます。

○ 5. (2) (注5) を横線のとおり改める。

(注5) ①から、積数aおよび積数bを減じた金額(零を下回る場合を除きます。)のうち、②に基準比率を乗じた金額(円位未満切捨とします。)および、「付利対象積み期間における4.(3)ロ. に定める借入れの毎日(銀行休業日の場合には、その前営業日)の終業時の残高の合計金額」および「マネー・リザーブ・ファンドごとの基準期間における受託残高に相当する金額または付利対象積み期間における受託残高に相当する金額のいずれか小さい方の金額の付利対象積み期間における積数の合計金額」(特則適用先に限ります。)の合計金額に満つるまでの金額(積数c)をいいます。